

東京都障害者計画・第3期東京都障害福祉計画の策定に向けて(素案)

はじめに

- 東京都は、ノーマライゼーションの理念のもと、福祉、保健、医療、教育、労働、住宅、まちづくりなど広範な施策分野にわたり、全庁を挙げて障害者施策を計画的かつ総合的に推進してきた。
- 平成19年5月、障害者基本法に基づく障害者計画と障害者自立支援法に基づく障害福祉計画の性格を併せ持つ計画として、一体的に「東京都障害者計画・第1期東京都障害福祉計画」を策定した。
また、平成21年3月には、障害福祉計画に相当する部分について所要の改定を行い、「第2期東京都障害福祉計画」を策定した。
- 国においては現在、障害者自立支援法及び児童福祉法の改正、障害者虐待防止法の成立、障害者基本法の改正、障害者制度改革に向けた検討などの動きがあり、その動向を踏まえた対応が必要とされている。
- すべての障害者が、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること、どこで誰と生活するかについて選択する機会が確保されること、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段について選択する機会が確保されることなどにより、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するという改正障害者基本法の理念を推進していく必要がある。
- こうした中、東京都は、平成24年度から26年度までを計画期間とする新たな「東京都障害者計画」及び「第3期東京都障害福祉計画」を一体的に策定することとしているが、当該計画策定に当たって、留意すべき事項を以下に示すものである。
- 第1章では「計画の基本的方向性」として、計画の基本理念と施策目標について考え方を示すとともに、第2章では「施策目標の実現に向けて」として、第1章で示した施策目標の体系に沿って、施策展開に当たって留意すべき事項を整理することとする。

第1章 計画の基本的方向性

(基本理念)

- 障害者が、他の都民と同様に、自らの生活のあり方や人生設計について、自らが選び、決め、行動するという「自己選択・自己決定」の権利を最大限に尊重され、人間としての尊厳をもって地域で生活できるよう、引き続き障害者施策を計画的かつ総合的に推進する必要がある。
- 東京都は、従前より、どんなに障害が重くても障害者本人が希望する地域で安心して暮らせる社会の実現を目指しており、その理念は変わってはならない。
- 併せて、すべての都民がともに暮らす地域社会を実現するため、障害の理解促進、普及啓発等を通じて、都民の理解を得ていく取組が求められている。
- こうした観点から、計画の基本理念については、これまでの計画に引き続き、以下のような社会の実現を目指すことを掲げていくべきである。

基本理念Ⅰ 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現

基本理念Ⅱ 障害者が当たり前で働ける社会の実現

基本理念Ⅲ すべての都民がともに暮らす地域社会の実現

(施策目標)

- 施策目標については、上記の基本理念で掲げた社会を実現する観点から、これまでの計画との継続性等も考慮し、以下の5つとすることが相当である。

施策目標Ⅰ 地域における自立生活を支える仕組みづくり

施策目標Ⅱ 社会で生きる力を高める支援

施策目標Ⅲ 当たり前で働ける社会の実現

施策目標Ⅳ バリアフリー社会の実現

施策目標Ⅴ サービスを担う人材の養成・確保

第2章 施策目標の実現に向けて

第1節 地域における自立生活を支える仕組みづくり（施策目標Ⅰ）

1 区市町村による一元的・総合的なサービス提供体制の整備

(1) 障害福祉サービス等の見込量の考え方

- 区市町村は、住民に最も身近な基礎的自治体として、法の実施に関して一義的な責任を負っており、一元的・総合的にサービスを提供する必要がある。
- 区市町村は、国の基本指針及び考え方に基づき、現在の利用実績等に関する分析、サービスの利用に関する意向等を勘案して、平成26年度までの各年度における月間の障害福祉サービス及び相談支援の必要見込量を設定することとされている。
- 見込量の設定に当たって、国は下記の基本的考え方を示している。
 - 1 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障
 - 2 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障
 - 3 グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進
 - 4 福祉施設から一般就労への移行等を推進
- 東京都は、各区市町村がこの考え方を踏まえて設定した見込量を集計したものを基本として、区市町村の方針を尊重しつつ、引き続き地域生活基盤の整備を進める観点で支援・調整を図りながら、東京都全域の見込量を作成する必要がある。
 - ※ 児童福祉法の改正により、18歳以上の障害児施設入所者について、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用することとなったサービス量は除く。
 - ※ 旧体系施設が平成24年度からすべて新体系に円滑に移行するよう見込む。
- 施設入所・入院から地域生活への移行の数値目標及び就労支援の数値目標の考え方を踏まえて、地域移行に必要とされる障害福祉サービス及び相談支援を見込む必要がある。
- 大都市の実情として、基本的に区市町村単位で取り組む方が基盤整備を効果的に促進できることを踏まえ、引き続き、見込量を定める単位となる区域（圏域）は設定せず、東京都全域の見込量を定める必要がある。

(2) 見込量を確保するための方策

- グループホーム・ケアホームは、平成23年10月現在、定員 5,258 人、3か年の整備目標 1,590 人に対して 1,329 人増となっており、順調に整備が進んでいる。
今後とも、在宅障害者の親元からの自立、入所施設・精神科病院からの移行先として、積極的に整備を推進するとともに、運営費補助や研修等を通じて世話人の確保及び質の向上に努め、質・量ともにより一層充実させていく必要がある。

- 日中活動系サービスは、平成23年10月現在、定員 35,016 人となっており、第2期障害福祉計画において必要と見込んだサービス量を既に上回っているが、特別支援学校からの卒業生や入所施設・精神科病院から地域生活へ移行した障害者のための生活や就労の場を確保するため、更なる整備が必要である。
今後とも、各サービスの需要に応じて積極的に整備を推進するとともに、都として望ましいサービス水準の確保に取り組む必要がある。

- 地域居住の場（グループホーム等）、日中活動の場（日中活動系サービス）、在宅サービス（短期入所）などの地域生活基盤を重点的に整備するため、施設整備に係る設置者負担を軽減するための特別助成などの積極的支援の継続が必要である。
また、用地の確保のため、都有地活用等の支援を積極的に行う必要がある。

- 併せて、施設入所・入院から地域生活への移行及び就労支援について数値目標を設定し、積極的な支援に取り組む必要がある。

※ なお、東京都は、下記のとおり国に提案しており、引き続き国に働きかけていく必要がある。

- 1 報酬改定について
 - ・ 地域区分について、大都市の実情を適切に反映できるよう、上乘せ割合を改善すること。
 - ・ 法改正により創設される事業等について、良質なサービス提供や安定した事業運営が可能な報酬単価を設定すること。
 - ・ 福祉・介護人材の処遇改善事業は、安定的な制度とするため報酬化すること。 等
- 2 障害者自立支援対策臨時特例交付金による事業の継続について
重度障害者の地域での自立生活を保障するために長時間サービスを提供している区市町村を支援できるよう、引き続き必要な財源を措置すること。 等
- 3 平成24年3月末までの経過措置について
特別支援学校高等部の生徒が、在学中の進路指導等により、卒業後、直ちに就労継続支援B型を利用できるよう取扱いを変更すること。 等

2 日常生活を支えるサポート体制の整備

(1) 身近な地域における相談支援等の体制整備

- 地域生活支援事業は、個別給付のほかに、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や個々の利用者の状況に応じて、柔軟な形態により効率的・効果的に実施することを通じて、福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としている。

- 相談支援事業（成年後見制度利用支援事業を含む。）、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業及び地域活動支援センターは、区市町村の必須事業に位置づけられている。

- 障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により、地域における相談支援体制の強化が図られることとなり、新たに創設される個別給付の相談支援について、区市町村の地域生活支援事業による基本的な相談支援と併せて、着実に実施していくことが求められている。

- 法改正に伴う相談支援の充実のためには、サービス等利用計画を作成する相談支援事業所の相談支援専門員を計画的に育成していくための研修を計画的に拡大実施していくことが不可欠である。

このため、研修実施機関を都知事の指定を受けた事業者に拡大し、連携して相談支援専門員の育成を図っていく必要がある。

- 区市町村の自立支援協議会は、地域における相談支援等の体制整備について協議を行う場であり、地域移行のネットワーク強化や地域の社会資源開発の役割強化が必要であるとされているため、東京都は、引き続き、先進的取組事例の紹介や自立支援協議会委員等の交流機会の提供等の支援を行う必要がある。

- 障害者虐待防止法の成立を受けて、「都道府県障害者権利擁護センター」の機能を設置し、地域における支援体制の整備のため、都と区市町村の連絡会議等による連携を進めるほか、通報に対して迅速かつ的確に対応できる人材の育成のための研修を実施する必要がある。

- コミュニケーション支援は、自立と社会参加の促進に不可欠な、日常生活を支える基幹的サービスであり、東京都は、利用者にとって利用しやすい制度となるよう、区市町村に働きかけている。

- 視覚や聴覚に障害のある人に対しては、公的機関による住民向け広報や説明会の内容など必要な情報については、点字、音声、書面の代筆・代読、手話通訳、音声の文字への変換による表示など、それぞれの障害に応じた複数の手段により提供できるようにしていく必要がある。
また、情報の内容を理解することの困難な人に対しては、必要な情報の内容をわかりやすいかたちで提供するなどの対応を図っていくことが求められる。

- 地域で暮らす精神障害者に対しては、疾病と障害をあわせ持つという特性を踏まえ、症状の変化に的確に対応できるよう、保健・医療・福祉の緊密な連携による支援体制を整備する必要がある。

- 精神障害者のうち未治療や医療中断等のために地域での生活が困難な事例などに対し、医師・保健師・看護師等が参加する多職種チームで訪問型の支援を行い、本人や関係者の人権には十分配慮しつつ、医療の導入と生活支援、環境との調整を一体的に進めるような支援の普及が望まれる。
併せて、入院に至らない程度の病状悪化等により生活の継続が困難な場合に活用できるよう、医療的ケアの体制も整った一時的宿泊などの危機回避的な支援も重要である。

- こうした取組に加えて、国による全国一律の制度では対応し得ない、区市町村が地域の実態に即して行う独自の創意工夫に基づく先進的取組に対する支援を重点的に実施することが重要であり、東京都は、「障害者施策推進区市町村包括補助事業」を独自に実施して区市町村の取組を支援する必要がある。

- 東京都は、広域自治体として、身近な地域における様々な支援体制の整備のため、引き続き区市町村への支援を進めていく必要がある。

(2) 障害特性に応じたきめ細かな対応

- 重症心身障害、発達障害、高次脳機能障害、強度行動障害、常時の医療的ケアを要する人々などの多様な障害特性に応じた、きめ細かな対応が必要とされている。
- 重症心身障害児（者）支援については、高い医療ニーズに応えられるよう、在宅及び地域の施設における専門的支援の充実を図ることが重要である。
- 医療の高度化などに伴い、地域で生活する心身に重度の障害をもつ重症心身障害児（者）が増えており、身近な地域での在宅療育を可能とするための地域のサービス基盤の充実、相談支援体制の整備、地域医療の確保などが求められている。
- 重症心身障害児施設においては、入所期間の長期化等に伴い、入所者の大半が18歳以上となるなどの状況が生じており、新規入所への対応が困難となっている。
また、重症心身障害児（者）の障害の重度化や、家族の疾病・高齢化により、在宅での介護、療育が困難になることが危惧される。
入所待機者に対しては状況把握に努めつつ、在宅療育支援や日中活動の場など地域生活基盤の整備を積極的に推進し、身近な地域での生活を支援していく必要がある。
なお、入所者については、施設における看護師等の人材確保に努め、入所支援機能の充実を図ることが必要である。
- 発達障害者（児）支援については、ライフステージを通じて一貫した支援ができる体制整備を図ることが重要である。
このため、福祉、保健、医療、教育、労働等の分野別の取組に加え、分野間の連携・協力の体制づくりの推進が求められている。
- 高次脳機能障害者支援については、発症後の急性期治療から地域生活支援までの切れ目のないケア体制整備の一貫として、とりわけ地域におけるリハビリテーションの充実を図ることが重要である。
このため、医療、福祉、介護、労働等の各分野の関係機関同士が、緊密に連携・協力して支援を進めていくことが求められている。
- その他の障害についても、障害特性に応じて、福祉だけではなく、保健・医療など他の分野と密接に連携することで、支援体制の充実を図ることが重要である。
- こうした取組について、身近な地域における支援体制を整備していくことが求められている。

3 施設入所・入院から地域生活への移行促進

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

ア 地域生活移行に関する数値目標

- 入所施設からグループホーム、ケアホーム、一般住宅等における地域生活への移行を推進するためには、数値目標の達成に向けて、区市町村及び東京都が事業者と連携し、それぞれの役割において支援に取り組む必要がある。
- 区市町村は、国の基本指針及び考え方に基づき、現在までの実績、施設入所者本人の意向等を勘案して、平成26年度末における地域生活移行者数の数値目標を設定することとされている。
- 数値目標の設定に当たって、国は「平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行する」ことを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することが適当、との基本的考え方を示している。
- 東京都は、各区市町村がこの考え方を踏まえて設定した数値目標を集計したものを基本として、平成17年10月1日時点の施設入所者の3割以上が平成26年度末までに地域生活へ移行できるよう、引き続き、地域生活基盤の整備に計画的に取り組み、地域移行を進める観点で支援・調整を図りながら、東京都全域の数値目標を作成する必要がある。
- 地域移行に必要とされる相談支援及び障害福祉サービスを見込んだ上で、数値目標を設定する必要がある。

イ 目標達成のための方策

- ① 地域生活移行のための相談支援等の取組
 - ・ 地域移行を進めるためには、本人、家族、地域の住民等の理解と本人の意向等を踏まえた支援が重要である。
 - ・ 住民に最も身近な基礎的自治体である区市町村が主体となり、施設入所者（都外施設入所者を含む。）本人の意向確認や実態把握、関係者との連絡調整や各種の情報収集等を行い、施設から地域への切れ目のない支援につなげていく必要がある。また、障害者が地域生活へ移行した後も、区市町村により、グループホーム等に

おける支援や単身生活希望者の支援等を含む体制の充実が図られることが求められる。

地域移行の主な受入れ先となるグループホーム等が行う取組の支援と併せて、関係者の理解促進を図ることにより、区市町村が障害者の地域移行及び地域定着のための支援を一体的に行う必要がある。

- ・ 既に地域で暮らしている当事者がその状況を具体的に示したり、ピアカウンセリングを行うなど、地域における暮らしの様子を分かりやすく本人に示すことも重要である。
- ・ 東京都は、「障害者施策推進区市町村包括補助事業」等により、区市町村の取組を支援するとともに、関係者の理解促進による地域移行の気運醸成に取り組む必要がある。
- ・ 事業者においては、区市町村及び東京都と連携して、地域生活を支援するための機能を強化するとともに、入所者の地域移行の支援のため、自立訓練や就労移行支援に積極的に取り組むことが求められている。

② 地域移行後の生活を支える基盤の整備

- ・ 地域移行を進めるためには、移行後の生活基盤の確保が不可欠である。
特に、地域居住の場（グループホーム等）の確保が喫緊の課題であり、重点的整備のために設置者負担を軽減するための特別助成などの積極的支援の継続が必要である。
- ・ 地域生活基盤の整備促進に当たっては、サービス見込量の考え方と同様に、基本的に区市町村単位で一元的・総合的なサービス提供体制の整備を図る必要がある。

ウ 入所施設の定員（施設入所者数）に関する考え方

- 国は、平成26年度末における施設入所者数を、平成17年10月1日現在の施設入所者数から1割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて数値目標を設定する、との考え方を示している。

※ 集計対象施設：旧身体障害者療護施設、旧身体障害者授産施設、旧知的障害者更生施設、旧知的障害者授産施設等（新体系に移行した施設及び新たに開設した障害者支援施設を含む。）

※ 児童福祉法の改正により、18歳以上の障害児施設入所者について、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用することとなった施設における定員数は除く。

- 東京都における数値目標の設定に当たっては、以下のような実情を十分に踏まえる必要がある。
 - ・ 在宅及び障害児施設等における入所待機者が、減少傾向ではあるものの一定数で推移しており、また、現在は家族と在宅で生活している障害者本人及び家族の高齢化や「親なき後」を見据える必要がある。
 - ・ 最重度の障害をもつ者、重複障害者、強度行動障害を伴う重度知的障害者、日常的に医療的ケアを必要とする障害者など、入所施設における専門的支援が真に必要な障害者の利用ニーズに応える必要がある。
 - ・ 都内、特に区部の入所施設未設置地域において、様々な障害特性に応じて、入所施設による支援が真に必要な者の利用、地域移行に必要な支援、地域での安心できる在宅生活の支援のため、「地域生活支援型入所施設」を整備していく必要がある。
 - ※ 地域生活支援型入所施設：地域の在宅障害者のための相談支援やショートステイ、入所者の地域生活移行支援のための自立訓練や就労移行支援、グループホーム等への移行後の緊急時バックアップ機能等を担う支援拠点
 - ・ グループホーム等への地域移行を促進すると同時に、都外施設の入所者や障害児施設における18歳以上の入所者を受け入れるために、地域移行によって生じた都内の障害者支援施設の空き定員を活用する必要がある。
- 以上のような実情から、東京都における入所施設定員数は、当面、平成17年10月1日現在の定員数 7,344 人を超えないよう努めているが、平成23年4月1日現在の定員数は 7,451 人となっており、目標値を上回っている。
- 引き続き、事業者の積極的な取組を促すなど、平成26年度末において都外施設を含めた定員数が 7,344 人を超えないことを目指す取組が必要である。
- 入所施設定員数（施設入所者数）のあり方については、引き続き検討を進める必要がある、そのためには今後、これまでの実績を踏まえて、入所待機者本人の意向や家族の状況を含む実態について、区市町村と連携して把握する必要がある。
- その際、新たな施設入所者の数は、ケアホーム等での対応が困難であり、施設入所が真に必要な者に限られるべきであることに留意する必要がある。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

ア 地域生活移行に関する数値目標

- 精神科病院からグループホーム、ケアホーム、一般住宅等における地域生活への移行を推進するためには、区市町村及び東京都が精神科病院や障害福祉サービス事業者等の関係機関と連携し、それぞれの役割において支援に取り組む必要がある。
- 都道府県は、国の基本指針及び考え方に基づき、現在までの実績等を勘案して、平成26年度末における数値目標を設定することとされている。
- 数値目標の設定に当たって、国は、従来の「退院可能精神障害者」という指標ではなく、新たに「1年未満入院者の平均退院率」、「5年以上かつ65歳以上の退院者数」という2つの着眼点と目標設定に当たっての指標を示しており、東京都は、国の指標を踏まえつつ、東京都の実情にに応じて、適切な数値目標を設定する必要がある。
※ 数値目標については、国の動向を踏まえて引き続き検討する。

- 併せて、従来実施してきた「精神障害者退院促進支援事業」は、その一部が個別給付化され、障害者自立支援法に基づく地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）に再編されることから、区市町村、東京都及び関係機関のさらなる連携強化が求められている。
- 入院中の精神障害者の地域移行に必要とされる地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）及び障害福祉サービスについて、国が示している算定方法では、東京都において利用者数を推計し、これを踏まえて区市町村が見込量を算定することとされており、サービス見込量の考え方と整合を図る必要がある。

イ 目標達成のための方策

- ① 地域生活移行のための相談支援等の取組
 - ・ 地域移行を進めるためには、本人、家族、地域の住民等の理解と本人の意向等を踏まえた支援が重要である。
 - ・ 社会的入院患者の解消のためには、入院中の精神障害者の地域移行を推進するとともに、地域における安定した生活を支援する体制を整備し、新たな社会的入院患者を作らないための取組が求められる。

- ・ 区市町村が実施主体となる地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の実効性を確保するため、これまで東京都において「精神障害者退院促進支援事業」で実施してきた関係者の理解促進、広域調整、連携体制の整備等の推進が引き続き必要である。
- ・ 既に地域で暮らしている当事者がその状況を具体的に示したり、ピアカウンセリングを行うなど、地域における暮らしの様子を分かりやすく本人に示すことも重要である。
- ・ 保健医療計画に記載すべき疾病として新たに精神疾患が追加されることを踏まえ、精神障害者が退院後も地域生活を継続できるよう、福祉だけではなく、保健・医療と連携した支援体制を構築することが必要である。

② 地域移行後の生活を支える基盤の整備

- ・ 地域移行を進めるためには、移行後の生活基盤の確保が不可欠である。
特に、地域居住の場（グループホーム等）の確保が喫緊の課題であり、重点的整備のために設置者負担を軽減するための特別助成などの積極的支援の継続が必要である。
- ・ 地域生活基盤の整備促進に当たっては、サービス見込量の考え方と同様に、基本的に区市町村単位で一元的・総合的なサービス提供体制の整備を図る必要がある。

(3) 一般住宅への移行支援

- 地域生活移行支援は、入所施設や病院からグループホーム等への移行促進にとどまらず、継続的な居住支援体制の整備状況を踏まえ、グループホーム等から公営住宅や民間住宅等の一般住宅への移行、さらには、施設・病院から一般住宅への移行も、視野に入れて取り組むことが重要である。
- 公営住宅については、障害者は単身者向け募集に申し込むことが可能となっている。
- 都営住宅の障害者向け供給等に関して、東京都は、区市町村からの基本構想や障害福祉計画等に基づく要望を踏まえ、調整の上、空き家の活用に努めている。
また、建替えの際は、同様の調整を経て、グループホーム等の併設や、車いす利用者向け（世帯・単身）住宅の供給に取り組んでいる。
- 一般住宅への移行を促進するためには、移行時と移行後の支援を一貫して行う体制が必要である。
障害者自立支援法の改正により創設される地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）のほか、地域生活支援事業及び障害者施策推進区市町村包括補助事業の活用等により、障害者が地域で安心して生活し続けられるよう、東京都は、区市町村の積極的な取組を促す必要がある。

4 災害時における障害者支援

※ 災害時要援護者支援としてのこれまでの取組や、今後の取組を踏まえた記載を検討する。

第2節 社会で生きる力を高める支援（施策目標Ⅱ）

1 特別支援教育の推進

※ 東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画（平成22年11月）を踏まえた記載を検討する。

2 障害児支援の充実

- 障害のある子供及びその保護者が住みなれた地域で安心して生活していくためには、子供の成長段階や個々の障害の事情に即したきめ細かな相談対応や支援が必要である。
- 障害のある子供の保護者からは、放課後や夏季休業期間の子供の居場所の確保や仕事と子育ての両立、レスパイト支援等が求められている。
- 障害のある子供一人ひとりが、身近な地域で安心して生活できるよう、行政・学校・療育機関等が連携し、そのニーズに応じた適切な支援を行う必要がある。
また、障害のある子供の放課後の居場所づくりや、保護者のレスパイト支援として在宅サービスの拡充を図る必要がある。
- 児童福祉法の改正により、障害児施設及びサービスが障害児通所支援・入所支援に一元化されるとともに、通所サービスの実施主体が身近な区市町村に見直されることとなった。
また、福祉的観点から認められていた18歳以上も在所できる在園期間の延長措置が見直され、基本的に18歳以上の者は障害者施策で対応することとなった。
障害児施設を利用する児童が18歳以降、円滑に障害福祉サービスへ移行し、地域生活を目指していくために、障害児施設、児童相談所及び区市町村のさらなる連携強化が求められる。
東京都は、国の動向を引き続き注視し、区市町村と連携して適切に対応していく必要がある。
- 障害児のための福祉サービスのほか、保育所・幼稚園や学童クラブにおける障害のある子供の受け入れ促進等を図り、障害のある子供の健全な成長を支援する必要がある。

第3節 当たり前に関ける社会の実現（施策目標Ⅲ）

1 一般就労のための支援の充実・強化

(1) 一般就労に関する数値目標

- 東京都は、「福祉施設から一般就労への移行」を促進するとともに、特別支援学校の卒業生や離職者などで一般就労を希望する障害者が企業等で働く機会を拡大するため、「区市町村障害者就労支援事業」を推進している。
- 「区市町村障害者就労支援事業」による一般就労者数については、これまでの実績を踏まえつつ、引き続き事業を拡充し、平成26年度において、平成17年度実績の2倍以上（1,500人）を目指す取組が必要である。
- 福祉施設からの一般就労移行者数については、実績の把握を着実にを行い、平成26年度において、平成17年度実績の4倍（852人）を目指す取組が必要である。
※ 労働系の数値目標については、国の動向を踏まえて引き続き検討する。
- 一般就労については、数値目標を設定する就職者数の実績だけでなく、就職後の定着支援にも着目した取組が求められている。
- なお、平成26年度末における、福祉施設利用者のうち就労移行支援事業利用者の割合、就労継続支援事業（A型及びB型）利用者のうち就労継続支援事業A型利用者の割合については、これまでの実績及び区市町村における実情を踏まえて、サービス見込量の考え方と整合を図った上で数値目標を設定する必要がある。

(2) 目標達成のための方策

- ① 関係機関の連携強化
 - ・ 一般就労を促進するためには、経済団体、企業、労働・福祉・教育関係機関、就労支援事業所等の連携を図り、社会全体で障害者雇用の拡大に取り組む気運を醸成していくことが重要である。
 - ・ そのため、平成19年度に障害者の就労に関わる関係機関で構成する「東京都障害者就労支援協議会」を立ち上げ、翌20年度には「首都TOKYO障害者就労支援行動宣言」とこれを達成するための「障害者雇用・就労推進TOKYOプラン（行

動指針)」を定め、10の視点と20の行動として具体的な取組を明らかにするとともに、その実施主体を示している。

- ・ その行動1として提言された「地域の就労支援ネットワークを構築」することを目指し、都内全域を6ブロックに分けて、各圏域における就労支援機関のネットワークを構築、強化していくことが必要である。
- ・ 各ブロックの中で障害者就業・生活支援センターがコーディネート機関となり、ハローワーク、区市町村障害者就労支援センター、特別支援学校、地元の商工機関、医療機関等が連携し、障害者一人ひとりの就労を支援する必要がある。

② 区市町村就労支援事業の拡充

- ・ 障害者が安心して一般就労にチャレンジし、企業等も安心して雇用に踏み切ることができるよう、障害者に身近な地域の就労支援機関が、障害者のライフステージを通じて継続的に支援していくことが重要である。
- ・ そのため、東京都は、区市町村を実施主体として、職場開拓や就職準備、職場定着などの就労面の支援と、就労に伴う生活面の支援を一体的に提供する「区市町村障害者就労支援事業」を推進している。
- ・ 「障害者就業・生活支援センター」等とのネットワークの活用も含めて、「区市町村障害者就労支援センター」による「区市町村障害者就労支援事業」をすべての区市町村で実施する（複数の自治体による共同実施を含む。）ことを目指す取組が必要である。
- ・ さらに、福祉施設利用者が一般就労へ移行しやすい環境を整備していくため、福祉施設への働きかけ等を通じて就労希望者の掘り起こしを行うとともに、企業等に対し障害者雇用への意識付けを行う「地域開拓促進コーディネーター」をすべての区市で設置することを目指す取組が必要である。
- ・ 区市町村は、関係機関のネットワークづくりに取り組み、就労移行支援事業所へのサポート体制を整備するとともに、多様な障害特性に応じた支援体制の構築を進めていく必要がある。

③ 就労移行支援事業の効果的運営

- ・ 就労移行支援事業所は、ハローワーク、障害者職業センター、（公財）東京しごと財団等の労働関係機関との連携を図り、区市町村障害者就労支援センターに配置されているコーディネーターとの協働を積極的に進め、一般就労への円滑な移行支援と安心して働き続けられるための支援体制を確保することが重要である。
- ・ 各事業所の一般就労移行の実績やサービス利用終了（退所）後のアフターケアの実施等に応じて、区市町村が事業所の運営を支援できるよう、東京都は、区市町村の取組を支援する必要がある。

2 福祉施設における就労支援の充実・強化

- 福祉施設の利用者の中には、通常の企業就労に適應することが困難な者も多くいるが、こうした利用者が従事している作業による工賃収入は低い水準にとどまっており、地域での自立生活や将来の生活設計を展望することが困難な状況にある。
そのため、福祉施設の工賃水準を引き上げていくための取組が求められる。
- 東京都は、就労継続支援事業所等に対して工賃向上のための設備投資に助成するほか、区市町村が、地域のネットワークを活用した共同受注、共同商品開発・販路開拓などの事業に積極的に取り組むよう「障害者施策推進区市町村包括補助事業」等により支援する必要がある。
また、工賃向上に向けた気運の醸成を図るための取組を推進する必要がある。
- 地方自治法施行令の規定に基づく福祉施設等からの物品及び役務の調達に積極的に取り組むなど、福祉施設等からの調達を一層積極的に行う必要がある。
- 増加傾向にある特別支援学校高等部卒業生については、卒業後直ちに一般就労する障害者のほか、就労移行支援事業等を通じて将来の一般就労を目指す障害者、就労継続支援事業等における就労を必要とする障害者、就労になじまず生活介護等の日中活動の場を必要とする障害者など、多様なニーズを適切に把握するとともに、必要とされるサービス量を確保するため、地域生活基盤の整備促進と都として望ましいサービス水準の確保に取り組む必要がある。

第4節 バリアフリー社会の実現（施策目標Ⅳ）

1 ユニバーサルデザインの普及による福祉のまちづくり推進

※ 東京都福祉のまちづくり推進計画（平成21年3月）を踏まえた記載を検討する。

2 心のバリアフリーの推進

- 「すべての都民がともに暮らす地域社会」を実現するためには、障害をもつことによる困難や生きにくさについて、都民一人一人が自らの身近な問題として考え、「障害は特別な、ごく一部の人の問題であって、障害をもたない自分にはとても理解できない」といった意識上の壁を取り除くことが重要である。

- この意識上の壁を取り除くためには、それぞれの障害特性と障害者本人の状況に応じたコミュニケーションや移動の円滑化を図ることにより、障害をもつ人ともたない人が、学校・職場や地域社会で出会い、様々な機会に、自然に交流し、たとえ障害をもっている人も、周囲の人々の何らかの配慮や支援があれば、街なかで暮らし、一般の職場で働けることを都民が理解することが大切である。

- スポーツ・文化芸術活動など多様な機会を捉えて、障害理解のための啓発活動や広報活動を推進するとともに、学校教育を通じて心のバリアフリーの実現を目指すべきである。

第5節 サービスを担う人材の養成・確保（施策目標V）

- 利用者に身近な地域で、障害福祉サービスや相談支援事業が十分に供給されるよう、多様な事業者の参入を促すとともに、サービスの質の維持・向上、人材の養成・確保のための研修を着実に実施することが求められている。
- 法改正に伴う相談支援の充実のためには、サービス等利用計画を作成する相談支援事業所の相談支援専門員を計画的に育成していくための研修を計画的に拡大実施していくことが不可欠である。
このため、研修実施機関を都知事の指定を受けた事業者に拡大し、連携して相談支援専門員の育成を図っていく必要がある。
- 相談支援については、量的拡大とともに、質を確保し、支援体制を充実することが求められているが、その際、重症心身障害、発達障害、高次脳機能障害などの多様な障害特性に応じた専門的な支援に対応できる人材の育成・確保の視点が不可欠である。
- サービスの直接の担い手である介護従事者等については、今後の需要に的確に対応できるよう、着実に養成を図る必要がある。
- 重症心身障害児施設の看護師については、施設の入所支援機能の充実のため、研修や資格取得の機会を提供するとともに、勤務環境改善及び募集対策の充実を図ることで、確保・定着を図る必要がある。
- サービスの質を維持・向上させるため、福祉施設職員、グループホーム世話人、就労支援機関職員など民間の社会福祉事業や保健・医療の事業に従事する者、行政機関職員等に対して、利用者本位のサービス・支援の提供に資する研修を実施する必要がある。
- 併せて、福祉サービス第三者評価を推進し、サービスの質の向上に向けた事業者の取組を促進するとともに、利用者のサービス選択を支援する必要がある。
- 障害福祉サービスという仕事の意義や重要性について、都民やこれから仕事に就こうとする人の理解を深めることができるよう、積極的な啓発を行う必要がある。